

Title	F・D・ローズヴェルトと民族自決理念の普遍化 : ウィルソン外交との比較
Author(s)	高橋, 慶吉
Citation	阪大法学. 2019, 69(3-4), p. 259-289
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/87236
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

F・D・ローズヴェルトと民族自決理念の普遍化

——ウイルソン外交との比較——

高橋慶吉

目次

はじめに

第一章 一四か条

第二章 大西洋憲章

第三章 中国大国化構想

結論

はじめに

日本軍の真珠湾攻撃を受け、対日宣戦をした翌日（一九四一年十二月九日）、ローズヴェルト（Franklin D. Roosevelt）米大統領は国民向けの炉辺談話において次のように述べた。

われわれが目指す真の目標ははるかに遠く、むごたらしい戦場の彼方にあります。われわれが力に頼らなければならぬ時、いまはまさにその時ですが、われわれはその力を目下の悪に対してだけでなく、究極の善に向けて使わなければなりません。われわれアメリカ人は破壊者ではありません。建設者なのです。・・・われわれは戦争に勝ち、そしてその後の平和を勝ち取るのです。¹⁾

この数日後、アメリカはドイツとイタリアの宣戦布告に応え、両国に対する戦争を宣言する。こうして第二次世界大戦に全面的に参加することになったアメリカは、「建設者」として、民族自決理念の普遍化を推し進めた。すなわち、枢軸国の帝国主義のみならず、連合国の帝国主義をも否定し、植民地の無い新たな世界をつくり出そうとしたのである。

この点において、第二次世界大戦のときのアメリカは、ウィルソン (Woodrow Wilson) 大統領が率いた第一次世界大戦のときのアメリカとは異なる。たしかに、第一次世界大戦のときもアメリカは民族自決理念を掲げ、戦った。だが、その理念の主たる適用対象として捉えられていたのはヨーロッパ諸民族だった。イギリスやフランスがヨーロッパ外の世界に持っていた広大な植民地を解放する意図は、第一次世界大戦期のアメリカにはなかったのである。

もともと、歴史家マネラ (Erez Manela) の二〇一四年発表の論文によれば、ウィルソンもイギリスやフランスの帝国主義を肯定的に見ていたわけではない。だが、ウィルソンは植民地の問題を緊急性のあるものとしては捉えず、「遠く、不確定な未来」へと先送りした。それに対して、ローズヴェルトは「植民地帝国の解体を、戦後国際関係の再構築作業における緊急かつ中心的な問題と見ていた。」しかも、有色人種と長期の安定した関係を築くこ

とを望んだローズヴェルトは、最大の有色人種国家・中国を米英ソに続く「四番目の警察官」と位置づける中国大
 国化の構想を推進したとマネラは言う⁽²⁾。

アメリカが二つの世界大戦を戦った二〇世紀前半の時代、民族自決理念の適用対象をヨーロッパに限るのか、そ
 れ以外の地域にも広げるのかという問題は、アジアとアフリカの大部分が帝国支配のもとにあっただけに重大な問
 題だった。だが、既存の研究でローズヴェルトの反植民地外交は「ウィルソンの」外交として捉えられることが多
 く、ウィルソンの民族自決理念とローズヴェルトのそれとの間に見られる適用対象の相違が指摘されることは少な
 い⁽³⁾。それだけに、マネラの研究はローズヴェルトの中国大國化構想を主題とするものであつて、反植民地外交を主
 題とするものではないものの、貴重な研究と言える。

本稿は、ローズヴェルトの反植民地外交を主題とすることで、マネラ研究の知見のさらなる発展を目指すもので
 ある。ローズヴェルトはなぜ、どのようにして民族自決理念の普遍化を推し進めたのか、マネラ研究を手がかりに
 ウィルソン外交との比較の視点を取り入れつつ、考察を加える。

本稿の構成は次のとおりである。第一章では、第一次世界大戦に対するアメリカの講和原則として打ち出された
 一四か条を通して、ウィルソンの民族自決理念の特徴を確認する。第二章では、ローズヴェルトがウィルソンとは
 違い、民族自決理念を普遍化しようとしたのはなぜなのか、第二次世界大戦後の秩序原則を列挙した米英発表の大
 西洋憲章を材料に検討を行う。第三章では、ローズヴェルトの中国大國化構想がフランスのインドシナ支配を否定
 するための手段という性格を持っていたことに注目しつつ、そのインドシナの問題を中心にローズヴェルトの反植
 民地外交の展開を追う。

第一章 一四か条

一四か条は、ウイルソンが一九一八年一月にアメリカ連邦議会で行った演説で示された。その概略は次のとおりである。

- 一. 秘密外交の廃止
- 二. 公海の自由
- 三. 経済障壁の撤廃
- 四. 軍備の縮小
- 五. 植民地問題の公平な解決
- 六. ロシア領からの外国軍隊の撤退とロシアの政治問題の自主的解決
- 七. ベルギーからの外国軍隊の撤退
- 八. フランスの解放
- 九. 民族的分割線に基づくイタリア国境の再調整
- 一〇. オーストリア・ハンガリーの諸民族の自治的発展
- 一一. ルーマニア、セルビア、モンテネグロからの外国軍隊の撤退
- 一二. オスマン帝国の諸民族の自治的発展
- 一三. ポーランドの独立

一四、諸国家の全体的な連合組織の結成

一四か条に民族自決理念そのものを謳う規定はなく、第六条から第一三条までが同理念に基づくヨーロッパの具体的な領土処理に関する規定となっている。ただし、第二二条でオスマン帝国の諸民族の自治的發展が謳われていることは、ウイルソンがヨーロッパの諸民族に加え、オスマン帝国支配下の中東の諸民族も民族自決理念の適用対象として見ていたことを示している。

とはいえ、「自治的發展 (autonomous development)」という表現に表れているように、ウイルソンがそれら民族の独立を支持していたわけではない。同じことは、第一〇条に明らかのように、オーストリア帝国支配下の諸民族についても言うことができる。一四か条で新たな国家の樹立が認められているのはポーランド人だけである(第一三条)。このことは、ウイルソンが自決理念でもってヨーロッパと中東の地図そのものを大きく変えようとしていたわけではないことを示している。⁽⁴⁾

自決理念の視点から見て、ヨーロッパと中東の諸民族に関する規定よりもさらに消極的な内容になっているのが植民地の取り扱いについて定めた第五条である。植民地の問題を扱う本稿にとってそれは一四か条の中で最も重要な規定となる。そのため、第五条についてはその全文を左に記しておきたい。

すべての植民地要求を、自由かつ偏見なしに、絶対的に公平に調整すること。そうした調整をなす際には、関係する住民の利益が、主権国となる資格を決定される予定である政府の公正な要求と対等の比重を持たねばならないという原則が厳格に守られなければならない。

ここに明らかなように、第五条には「関係する住民」の独立はおろか自治的發展に対する支持すら示されていない。しかも、大戦末期に作成され、ウイルソンの承認を受けた一四か条に関する注釈書によると、第五条の言う「すべての植民地要求」とは「この戦争により生じた」すべての植民地要求を意味した。⁽⁵⁾つまり、第五条の適用を受けるのはドイツの植民地に限られるということである。アメリカがこうした立場を取ったこともあり、国際連盟規約により創設された委任統治制度の適用対象は、ドイツの植民地とオスマン帝国の領土に限定されることになる(連盟規約第二二条)。

よく知られるように、第一次世界大戦期に民族自決理念の普遍化を唱えたのはレーニン(Vladimir Lenin)である。一九一七年十一月、全ロシア・ソビエト大会が無併合・無賠償の講和を訴える、レーニン起草の「平和に関する布告」を採択する。それによれば、併合とは「弱小民族が同意あるいは希望を正確に、明白に、かつ自由意志のもとづいて表明していないのに、強大な国家が弱小民族を合併すること」を意味した。そのような行為をやめさせる上で、「強制的な合併がいつおこなわれたか」とか、合併されている民族が「どれだけ發展しているかおこなわれているか」は関係ない。また、その民族が「ヨーロッパに住んでいるか、遠い海外諸国に住んでいるかにかかわらない。」「平和に関する布告」はこのように併合について説明した上で、「合併する側の民族、一般により強力な民族の軍隊が完全に撤退し」、被支配民族に対して、「国家的存立の形態の問題をいささかの強制なしに自由な投票によつて解決する権利」を与えるよう訴えた。⁽⁶⁾

この二か月後に発表されたウイルソンの一四か条には、「平和に関する布告」におけるレーニンの訴えを否定するねらいがあった。ウイルソンにとつて、自決の原則は「近代的な国家と進歩的な社会」⁽⁷⁾にのみ適用し得るものであり、民族が「どれだけ發展しているかおこなわれているか」はその原則の適用可能性を判断するうえで決定的に重要

な問題だった。また、概して有色人種を「近代的」ではなく、「進歩的」でもないと見ていたウィルソンにとって、「ヨーロッパに住んでいる」民族か、「遠い海外諸国に住んでいる」民族かということもまた重大な問題だったのである。

ただし、ウィルソンが有色人種を未来永劫自決が不可能な人種と見ていたわけではない。一九一六年には、ウィルソンの支持のもと、将来のフィリピンの独立を公的に約束し、議会の開設を認めるフィリピン自治法が成立している。

だが、そのフィリピンの独立すら遠い先のことと考えていたウィルソンは、パリ講和会議において、多くの時間をヨーロッパ問題の処理に費やした。講和交渉のためアメリカ代表団が本部を構えたパリのクリヨン・ホテルには、自決権を主張し、アメリカの支持を求める嘆願書が世界中から送られてきていた。だが、ウィルソンがそれに目を通すことはほとんどなかった。⁽⁸⁾

もつとも、ウィルソンがそうした対応を取ったのは、ヨーロッパ外の地域の問題を軽視していたからだけではない。第一次世界大戦がヨーロッパの戦争という性格を強く持っていたことにもその理由はあった。ヨーロッパ外の地域でもし問題があるとすれば、設立が予定されていた国際連盟の枠組みの中で解決が図られるべきというのがウィルソンの考えだった。⁽⁹⁾

第二章 大西洋憲章

一四か条がアメリカの単独声明という形で出されたのに対して、大西洋憲章は米英二国の共同宣言という形で発表されている。その大略は次のとおりである。

- 一、領土不拡大
- 二、人民の意思によらない領土変更の否定
- 三、政体選択の自由
- 四、各国の平等な貿易と原料入手
- 五、労働条件の改善、経済発展、社会保障のための協力
- 六、恐怖と欠乏から解放された平和な世界の再建
- 七、公海の自由
- 八、軍縮とより広範で恒久的な安全保障体制の樹立の努力

植民地の問題との関係で、最も注目すべきは第三条である。その全文は次のようになっている。

兩國ハ一切ノ國民カ其ノ下ニ生活セントスル政體ヲ選擇スルノ權利ヲ尊重ス。兩國ハ主權及自治ヲ強奪セラレタル者ニ主權及自治カ返還セララルコトヲ希望ス。

一九四一年八月の大西洋会談において、ローズヴェルトとともに大西洋憲章の作成に当たったチャーチル (Winston Churchill) 英首相は、第三条について、「主として現在ナチスのくびきのもとにある国家の主權や自治、国民生活の回復」を念頭に定められたものであり、「イギリス国王に忠誠を誓う地域と民族」に対して適用されるものではないという解釈を会談後の下院演説の中で示した¹⁰⁾。つまり、チャーチルはウイルソンと同様、民族自決理念の

適用対象をヨーロッパの諸民族に限定しようとしたのである。

このチャーチルの試みをローズヴェルトは直ちに否定しようとはしなかった。大西洋会談の記録からも、ローズヴェルトが民族自決理念の普遍化に特別熱心だった様子は見られない。大西洋憲章を米英共同宣言として作成したアメリカ側のねらいは、第一次世界大戦のときにイギリスが展開したような密約外交を封じ、あらかじめイギリスをアメリカの求める諸原則に縛り付けることにあった。そうしたねらいを背景に、自決権の問題との関係から、アメリカが強い関心を向けていたのはヨーロッパ情勢である。アメリカは、一九四一年六月にドイツと交戦状態に入ったソ連とイギリスとの間で何らかの領土的取り決めが交わされるのをおそれていた（この点で、大西洋憲章第三条が主としてナチスのくびきのもとにある地域を念頭に定められたものだというチャーチルの発言はあながち間違っていたわけではない）。しかも、会談でとくに議論が行われたのは、自決権の問題ではなく、大西洋憲章第四条に結実することになる貿易原則の問題だった。それこそアメリカの国益に直結する「核⁽¹⁾心」の問題だったからである。

たしかに、ローズヴェルトは一九三四年三月にフィリピン独立法に署名し、一〇年の準備期間を経た後の独立を約束していた。だが、フィリピン独立法の制定を主導したのは連邦議会であって、ローズヴェルトではない⁽¹²⁾。また、そのおよそ一〇年前（一九二三年）、ポリオに罹患し、闘病生活を送っていたローズヴェルトは、国際連盟の大幅な改革を訴える論文（未発表）を執筆しているが、その改革案の中にのちの国連憲章に盛り込まれるような自決の原則を一般的に認める規定は存在しない。それどころか、適用対象をドイツの植民地とオスマン帝国の領土に限定した委任統治制度についてはその継続を謳う規定が置かれている⁽¹³⁾。

ローズヴェルトが、大西洋憲章第三条に関するチャーチルの解釈を明確に否定するようになるのは参戦後のこと

である。大西洋憲章を連合全体的戦争目標にした一九四二年一月発表の連合国共同宣言に、ローズヴェルトはイギリスの反対を押しつけ、インドを署名国として加えた。しかも、原案の段階でカナダやオーストラリアなどイギリス自治領とともにイギリスの下に置かれていたインドをそこから引き離し、アルファベット順でホンジュラスとルクセンブルクの間に置いたのである。⁽¹⁴⁾ それにより、インドの自治領化ではなく、独立を支持するアメリカの姿勢が明確に示されることになる。その翌月には炉辺談話でローズヴェルトが、「大西洋憲章は大西洋に接する地域だけでなく、世界全体に適用される」と述べ、チャーチルの解釈を公に否定した。⁽¹⁵⁾

このようにローズヴェルトがウィルソンとは違い、民族自決理念をヨーロッパ外の民族にも及ぼそうとした理由について、マネラは「非白人が主権を持つという考え——一九一九年にウィルソンが遠い将来のものとして捉えていた考え——が一九四〇年代までに反植民地主義運動やその支持者の中によく根付いていた」からだ指摘している。また、こうした「状況」(circumstance)の相違より重要なものがあるとして、ウィルソンとローズヴェルトの植民地に対する見方の違いを強調している。すなわち、ローズヴェルトがときに感情をあらわにイギリスやフランスの植民地統治を批判することがあったのに対して、ウィルソンは「植民地主義について理論的にか」考えようとせず、ローズヴェルトのようにその問題に対して「切迫感もこだわりも示そうとはしなかった」というのである。⁽¹⁶⁾

ただ、ローズヴェルトがヨーロッパ列強の植民地の存在に否定的な姿勢を取り始めるのが参戦後であったことを考えると、戦争という「状況」がウィルソンとローズヴェルトの植民地に対する見方の相違を生み出したと見るべきだろう。その点、第一次世界大戦期のウィルソン外交との比較の視点から、本稿が強調したいのは対日戦のインパクトの重要性である。

第一次世界大戦のとき、日本はともにドイツと戦う連合国の一つだった。だが、第二次世界大戦のときには敵国となる。この違いにより、有色人種、とくにアジアの有色人種の支持、協力を得る必要性がウイルソンにはほとんど感じられなかったのに対して、ローズヴェルトには強く感じられることになる。

そのローズヴェルトにとつて懸念すべきは、アジアでヨーロッパの支配を受けていた諸民族が日本の軍事侵攻に対してほとんど抵抗しようとしなかったことだった。抵抗しなかったどころか、一部には「アジア人のためのアジア」の建設という日本の戦争プロパガンダに共鳴し、日本に対して協力姿勢を示す動きまで見られた。⁽¹⁷⁾ そうしたアジア人の姿勢に、イギリスの日本軍に対する過小評価が加わって、⁽¹⁸⁾ 開戦からわずか二か月後の一九四二年二月、東アジアにおけるイギリス最大の拠点であったシンガポールが陥落する。翌月、オランダ領東インドも日本軍の手に落ちた。

ジャーナリストのリップマン (Walter Lippmann) は二月二十一日、ある新聞紙上で、シンガポールが陥落した今、イギリスは「白人の責務 (white man's burden)」と「う考えを捨て、大西洋憲章の原則をスエズ以东の地域にも適用する姿勢を明確にしなければならぬ」と訴えた。⁽¹⁹⁾ 六月には、ローズヴェルトの側近だったホプキンス (Harry L. Hopkins) も、「『白人の責務』政策の時代は終わった」とワイナント (John G. Winant) 駐英大使に対して述べている。⁽²⁰⁾

アメリカが対日戦に対するアジアの有色人種の支持、協力を得るには、ヨーロッパの『白人の責務』政策』に反対する姿勢を取る必要があることは明らかだった。しかも、それはインドに限らず、アジア諸民族の独立を支持するものでなければならなかった。一九四二年前半 (おそらく二月から四月の間のいずれかの日) にジャーナリストのスノー (Edgar Snow) と会見したローズヴェルトは、「オランダはすでにジャワに自治権と民主政治をしき、

将来は国民に実権を与えるつもりだと言っている。だがオランダやイギリス、フランスが考えていることは、一種の自治権を与えながら、今後百年にもわたって依然としてヨーロッパ人が手綱を握ろうということだ」と述べている。⁽²¹⁾ こうしたヨーロッパの魂胆が垣間見える自治領化という案にアジアの有色人種が満足するはずがなかった。

またローズヴェルトの見るところ、ヨーロッパの「白人の責務」政策」に反対することは対日戦の遂行のためだけでなく、戦後の安定を維持するためにも必要なことだった。一九四五年三月、すでに大戦における勝利は確実なものとなっていたが、ローズヴェルトは側近のタウシグ (Charles Tausig) に対して次のように述べている。

アジアには「一二億の有色人種」がいる、彼らは「一握りの白人に支配され、憤っている」、アメリカの目的は「彼らの独立を助けることでなければならぬ」、なぜなら「一二億の潜在的な敵は危険な存在」だからだ。⁽²²⁾

この発言に見られるように、対日戦を通してアジアにおける白人支配のもろさが露呈する中、ローズヴェルトは有色人種に対する脅威認識すら抱くようになっていた。そのローズヴェルトにとって、民族自決理念はヨーロッパに対してよりむしろヨーロッパ外の地域に対して積極的に適用すべきものだった。

ただし、ローズヴェルトはおそらくインドを唯一の例外に、植民地支配下にあったヨーロッパ外の諸民族に対してはまず信託統治を行う必要があるという考えだった。この点において、ローズヴェルトの民族自決理念にもやはりヨーロッパとそれ以外という区別が存在したのである。

そうした区別の背景に、有色人種の多くがまだ自立できない状態にあるという、ウイルソンが持っていたのと同様の、有色人種に対する差別的見方があったのは確かである。ただそれだけでなく、タウシグに対する発言に見られるような有色人種に対する脅威認識もあつたであろう。すなわち、長期の外国による支配を受けたために未成熟ではあるものの、潜在的には白人に対する深刻な脅威となりかねないヨーロッパ外の諸民族には、成熟国家による

善導が必要という考えがあったと思われる。

そうした考えを背景に展開された信託統治に関する議論で、ローズヴェルトがモデルとなるべき事例としてよく引き合いに出したのがフィリピンだった。先述したように、フィリピンは一九三四年成立のフィリピン独立法により、一〇年後の独立が約束されていた。ローズヴェルトによれば、それは「フィリピン人が自立できる日が来るという確かな考えのもと」、アメリカがフィリピン人の指導者とともに教育の促進や衛生面の改善、商業・交通の発達に努めた結果だった。戦後、信託統治に当たる施政者は、「われわれがフィリピンで成し遂げたことを達成できるように努力」しなければならない。⁽²⁴⁾

先行研究で指摘されることは少ないが、戦時中、ローズヴェルトがこのようにアメリカのフィリピン統治を誇ることができた一つの重要な要因として、フィリピン軍がアメリカ軍とともに、日本軍に対して示した激しい抵抗があったであろう。現地人の日本軍に対する抵抗はヨーロッパ列強の植民地ではほとんど見られなかったものであり、それこそまさにアメリカの植民地統治の成功を示すものだったからである。

真珠湾攻撃直後に始まった日本軍と米比軍との戦いは一九四二年五月まで続いた。日本軍の当初の計画では、フィリピンは開戦から四五日で落とすことになっていた。だが、防衛研修所（現在の防衛研究所）によって戦後編纂された『戦史叢書』が言うように、「マレー、ジャワの攻略作戦が順調に進んだのに比べ」、フィリピン攻略は大幅に遅れたのである。⁽²⁵⁾ 第一四軍司令官としてフィリピン攻略戦を指揮した本間雅晴はその廉で、一九四二年八月予備役に編入されてしまう。

米比軍の抵抗を背景に、フィリピンをモデルと捉えるローズヴェルトの信託統治構想において、最も重視されていた地域がフランス領インドシナだった。フランス領インドシナは資源を豊富に持っていただけでなく、日本軍が

まさにそこを拠点に東南アジア攻略を進めたことから明らかなように、地政学的に重要な地域だった。しかも、フランスがすでにナチス・ドイツの軍門に下っていたために、ローズヴェルトにとってインドシナは反植民地外交の標的にしやすい地域でもあった。

インドシナでのフランス帝国の崩壊は、他のヨーロッパ列強が東南アジアで植民地支配を復活させるのを難しくすると見られた。というのも、「それらはすべて相互に関係し合っている」からである。「一つが自由を得れば、他は理想を得る」⁽²⁶⁾。一九四三年一月、その息子のエリオット (Elliott Roosevelt) に対して述べたローズヴェルトにとって、インドシナは民族自決理念をヨーロッパ列強の植民地へと及ぼし、その普遍化を推し進めるうえで格別に重要な地域だった。

第三章 中国大国化構想

第一次世界大戦期、ウイルソンがアジアの大国として特別な配慮を払ったのは日本だった。たしかに、一九一五年に日本が対華二十一か条要求を出した時にはそれに強く反発する姿勢を見せている。またよく知られるように、パリ講和会議でウイルソンは、連盟規約に人種平等を謳う規定を盛り込むという日本の提案を受け入れようとしなかった。だがその一方で、日本を五大国の一つと位置づけ、連盟理事会の常任理事国としている。また、連盟設立に対する日本の支持を得るため、日本が山東半島のドイツ権益を継承することや旧ドイツ領南洋諸島の委任統治国となることを認めたのだ⁽²⁷⁾。

東アジアの国家の中で、ウイルソンが日本を特別視したのに対して、ローズヴェルトは中国を重視した。それは単に日本が敵国となったからではなかった。第二次世界大戦期、有色人種に対する脅威認識を抱くようになってい

たローズヴェルトにとって、巨大な人口を持つ有色人種国家・中国は特に警戒すべき国家だったからでもあった。⁽²⁸⁾

中国の人口規模について、五億と言ったり、四億と言ったり、ローズヴェルトの発言が一定しないのは確かである。だが、戦時中ローズヴェルトは一貫して、中国の巨大な人口を理由に、その潜在力を強調し続けた。戦争末期の一九四五年一月には、ステッティニアス (Edward R. Steinitz) 國務長官に対して、「中国は今のところ弱体で、革命や内戦の可能性もある」と国民党と共産党の長年の対立を念頭に置いた発言をする一方で、「四億五〇〇〇万人の中国人はいつかまとまり、近代化し、極東全体で最も重要な要素となるだろう」という見通しを示している。⁽²⁹⁾

その二か月後には、「一一億の有色人種」の潜在的脅威をタウシグに説く中で、一一億の中には「四億五〇〇〇万人の中国人が含まれる」と、とくに巨大な中国の人口に言及した。⁽³⁰⁾

第二次世界大戦期、ローズヴェルトが中国を戦後世界の安定に特別な責任を担う「大国」として位置づけた背景には、中国を白人に対する脅威にしてはならないという考えがあった。一九四三年十一月のテヘラン会談において、中国の大国化というアメリカの方針に疑問を呈したスターリン (Joseph Stalin) に対しローズヴェルトは、「現在、中国が弱体であることを認識していないわけではない」としつつも、「四億の中国人民を潜在的な抗争の原因とするよりも友人とする方がよいと信じる」と主張している。⁽³¹⁾

ローズヴェルトの反植民地外交との関係から重要なのは、中国の大国化という政策は中国に対する関心だけに基づいていたわけではないということである。マネラが言うように、ローズヴェルトにとって中国の「大国」としての地位は戦後の新たな秩序の「地理的、人種的包括性」を示すものだった。この点で、中国の大国化は「ヨーロッパだけでなく、世界中において、植民地帝国に基づく国際秩序を打ち壊し、自決した国民国家 (self-determining nation-states) に基づく秩序に置き換えるというワシントンの計画にとって欠かせない」ものだったのである。⁽³²⁾

しかも、そうした「計画」にとつて枢要な地域であったインドシナで中国は「大国」として重要な役割を担うことになっていった。というのも、ローズヴェルトによって、蒋介石を連合国軍最高司令官とする中国戦区にフランス領インドシナが含まれたからである。これにより、連合国軍はたとえフランス人部隊であっても、蒋介石の許可なしにインドシナに入ることはできず、一旦入れれば蒋介石の指揮下に置かれることになった。列強諸国の進出に悩まされた中国の歴史を背景に、蒋介石が植民地の存続に否定的な姿勢を取っていたために、そのような仕組みはインドシナにおけるフランス帝国の復活をむずかしくすると考えられた³³。しかも、それはアメリカにとつてフランスやそのインドシナ復帰を支持していたイギリスとの正面衝突を回避できるという点で都合のいい仕組みだった。

言うまでもなく、フランスの帝国支配を否定したあとのインドシナで、中国は信託統治施政国としての役割を果たすことになっていった。インドシナの信託統治には、中国とともにアメリカも加わるようになっていった。ヨーロッパを追い出した後のアジアの管理には、中国とアメリカが主として当たるというのがローズヴェルトの構想だった³⁴。マネラは、ローズヴェルトは中国を「大国クラブ」に加えるという「アイディアを一九四五年四月に死ぬまで推進し続けた」と言う³⁵。だが、この指摘はマネラ研究がヤルタ密約（一九四五年二月）に関する分析を行っていないために説得力の欠くものになっている。よく知られるように、ヤルタ協定でローズヴェルトは、ソ連の対日参戦の条件としてスターリンが要求した、中国主権にかかわるいくつかの事項について同意を与えた。その背景には、対日戦に消極的な蒋介石に対してローズヴェルトが募らせていった失望や不満があったというのが一般的な見方である³⁶。

マネラの研究がヤルタ協定に関する分析を欠いているとはいえ、こうした一般的な見方とは異なる見方を可能にする重要な指摘をしているのも確かである。それは、ローズヴェルトにとつて中国は米英ソに続く「四番目の警察

「官」だったという指摘である。ローズヴェルトの中国大国化構想は中国を形式的には米英ソと対等の国家とするものだった。だが、実際中国がそのような国家として扱われることは少なく、国際連合の問題など戦後秩序に関する問題の検討はもっぱら米英ソの三国で行われた。枢軸諸国に対する方針さえも、中国抜きに決められることが多かった。蒋介石は、そうした状態に不満を募らせ、米英で組織されていた連合参謀本部への中国の参加を認めるよう、何度もアメリカ側に求めた。しかし、それが受け入れられることはなかったのである。⁽³⁷⁾

結局、ローズヴェルトにとって中国は、遠い将来はともかく当面は、パートナーはパートナーでも、対等なパートナーではなく、ジュニア・パートナーだった。そのことを踏まえれば、ヤルタでローズヴェルトが中国の利益より、ソ連の利益を優先させる行動をとったのは当然のことだったということになる。

しかも、ヤルタでローズヴェルトが中国の利益をまったく無視した行動を取っているわけではない。もともとスターリンの要求は、大連も旅順も、またそれに至る鉄道も租借したいというものだった。⁽³⁸⁾ それに対して、大連と鉄道については信託統治の枠組みを使い国際管理のもとに置くことで、満州における中国の主権を尊重しつつ、ソ連の通商上の利益を満たすというのがローズヴェルトの構想だった。⁽³⁹⁾ ヤルタで議論が行われた結果、旅順についてはソ連の租借権が認められる一方で、大連と鉄道については「優先的利益」という漠然とした利益と鉄道に対する中国との共同運営権が認められるだけにとどまった。

また、駐ソ大使としてヤルタ会談に参加したハリマン (Averell Harriman) の戦後の証言によると、ヤルタ協定の背後には、参戦によって獲得することのできる利権をあらかじめ定めておくことにより、「極東におけるソ連の勢力拡大に歯止め」をかけるというローズヴェルトのねらいがあった。⁽⁴⁰⁾ ローズヴェルトはソ連の対日参戦を望みながら、一九四四年十一月にハリマンに対して、「もしロシア軍が入ったとしたら、はたして出ることがあるんだ

ろうか」と不安を口にしていた。⁽⁴¹⁾その不安からローズヴェルトは、ヤルタ協定によってソ連の勢力拡大に限界を設けるとともに、中国が「満州ニ於ケル完全ナル主権ヲ保有スル」ことをソ連に認めさせたのである。そのことは、満州の中国からの切り離しという、かつて日本が行ったような行動は取らないことをソ連に誓約させたことを意味した。

さらにはヤルタ協定でローズヴェルトがスターリンに、「友好同盟条約ヲ中華民國国民政府ト締結スル用意アルコトヲ表明」させている点も重要である。ローズヴェルトは国民党と共産党の間に分裂した中国国内の状態がソ連の中国内政に対する干渉をもたらすことを懸念していた。実際、ソ連には混乱する中国内政に干渉し、アメリカ主導で構築されたワシントン体制を揺るがした過去があった。しかも、中国共産党がソ連にとつて重要な満州やモンゴルに近い華北で勢力を伸ばしていたことを踏まえると、ソ連が中国共産党との関係構築に動く可能性を考えないわけにはいかなかったのである。とくに、ソ連の対日参戦がそのきっかけとなることをおそれたローズヴェルトは、ヨーロッパ戦線の進展により、ソ連の対日参戦の時期が近づきつつあると見られた一九四四年十一月、蒋介石の義兄に当たる孔祥熙に対して、ソ連は中国共産党を支持していない、いまこそ共産党と協定を結ぶべきときだと説き、中国の政治的分裂状態の解消を急がせようとした。⁽⁴²⁾またその三か月後にはヤルタにおいて、スターリンに中華民國国民政府（以下、国府と略）との友好同盟条約の締結を約束させることで、ソ連が中国共産党支援へと動くことを防ごうとしたのである。

ソ連の国府支持は中国共産党の立場を弱め、そのころハーレー (Patrick J. Hurley) 駐華大使によって行われていた国共調停工作を後押しすることになると考えられた。⁽⁴³⁾つまり、ヤルタ協定は間接的とはいえ、蒋介石率いる国府を中心に、中国の国家統一を実現しようとするものだったのである。

実は、ローズヴェルトは一九四二年五月にワシントンを訪れたモロトフ (Vyacheslav M. Molotov) ソ連外相との会談で、中国の国家統一を大国化のための条件と述べていた。⁽⁴⁾ たしかに、ローズヴェルトはその条件が満たされるのを待とうとはしなかった。中国の潜在力に対する高い評価と有色人種との関係を重視する見方があったのに加え、中国の戦線離脱を防ぐには中国を大国と位置づけるのが得策という考えがあったからである。だが、中国の国家統一が形式的にはともかく、実質的な大国化のための条件であったことは言うまでもない。その点を踏まえると、中国の国家統一を促進しようとしたヤルタ協定は中国大国化のための手段であったとさえ言うことができる。

ところで、中国がジュニア・パートナーという位置づけだったという先に述べた点を踏まえれば、米中がアジア管理に当たるべきだとするローズヴェルトの戦後構想はアメリカのアジア覇権につながるものだったということになる。ローズヴェルトが東アジアに多くの軍事基地を設置する計画を持っていたという、戦後基地計画に関する研究で明らかにされている事実は、⁽⁴⁵⁾ 戦後アジアを強力なアメリカの管理下に置く意思が実際にローズヴェルトにあったことを示している。

だが、ローズヴェルトが単なる野心からアジア覇権を目指したと見ることはおそらく適当ではない。当時、ヨーロッパやアジアでは戦争で秩序が崩壊する一方、西半球ではローズヴェルト政権が推進した善隣外交 (Good Neighbor Policy) のもと、自由貿易体制や共同防衛体制が作られるなど、秩序構築が進んでいた。そのことについて、ローズヴェルトの腹心ウェールズ (Sumner Welles) 国務次官は、一九四三年二月の演説で、「異なる人種、異なる言語、異なる起源を持つ南北アメリカの二二の独立した民主主義国でも、平和的で人道的な関係、そして利益の多い経済的協力関係の構築に向けこれだけの進歩を成し遂げることができるのであれば、同じ形態の関係を世

界のすべての地域において作り上げることができないはずはない」と述べている。⁽⁴⁶⁾ ローズヴェルトには、まさに西半球で実現されつつあると見られた「高度な国際関係のシステム」⁽⁴⁷⁾をアジアに導入したいという考えがあったのではないだろうか。本稿が主題とするローズヴェルトの反植民地外交は、日本の帝国主義はもちろん、ヨーロッパの帝国主義も否定することでそのための環境整備を行おうとするものだったと見ることができるようと思われる。

ヨーロッパの帝国主義を否定するためには、信託統治制度の適用対象を、かつての委任統治制度のように敗戦国の植民地や領土に限定してはならなかった。ヤルタでは信託統治制度に関する議論も行われ、同制度を次の三つの地域に適用するという合意が米英ソの間で成立した。

- ・「現存する国際連盟の委任統治領」
- ・「現在の戦争の結果、敵国から切り離される地域」
- ・「自発的に信託統治のもとに置かれるその他の地域」

この合意について、連合国の植民地を実質上、信託統治の適用対象から外すものだったと見る見方がある。それによれば、ローズヴェルトはインドシナでの信託統治をあきらめ、フランス帝国の復帰を認めた。その決断の背景には、ローズヴェルトが蒋介石に対して募らせていった失望や不満があったとされる。⁽⁴⁸⁾

こうした見方が、ヤルタ協定を中国大国化構想の放棄の結果と見る見方と表裏の関係にあるの言うまでもない。だがすでに示したように、ヤルタ協定は中国大国化構想の放棄の結果ではなく、むしろそれを維持しようとした結果だった。

ヤルタ会談の翌月、インドシナの管轄権について再考すべきだという提案をチャーチルから受けたローズヴェルトは、当然ながらそれを受け入れず、インドシナを蔣介石の管轄地域にとどめる意向を明確にしている。⁽⁴⁹⁾ しかもローズヴェルトはヤルタ会談中も、またその後もフランスのインドシナ復帰を否定する見解を示しているのである。⁽⁵⁰⁾ これらインドシナに関するローズヴェルトの言動を踏まえ、ある歴史家はインドシナが「敵国から切り離される地域」、すなわち敵国の支配する地域としてローズヴェルトには理解されていた可能性を指摘する。⁽⁵¹⁾

ヤルタ会談当時、インドシナにはまだフランスの現地政府が存在した。だがその地域が、日本の進駐軍の絶大な影響力のもとにあつたのは確かである。一九四四年三月のウォーレス (Henry A. Wallace) 副大統領の日記によれば、ローズヴェルトはチャーチルに、「アメリカが日本によって攻撃される半年前、フランスはインドシナに対する権利を日本に放棄した」と述べたこともあつたという。⁽⁵²⁾

しかもヤルタ会談の翌月、日本軍によってフランスの現地政府は解体させられ、インドシナは連合国側から見ればまさに敵国の支配する地域となる。⁽⁵³⁾ ローズヴェルトが戦後まで生きながらえていたならば、ヤルタでの合意に従い、その地域を中国とともに信託統治のもとに置こうとしたのではないだろうか。

しかもローズヴェルトには、たとえ米中がインドシナ解放の主体となることができなくても、フランスの帝国支配を許す意向はなかった。三月に行われたタウシグとの会話の記録にあるように、フランスのインドシナ復帰は「独立が最終的な目標という条件付き」でなければならず、インドシナはあくまでも信託統治のもとに置かれるべきというのがローズヴェルトの考えだった。⁽⁵⁴⁾

そのことを踏まえると、「自発的に信託統治のもとに置かれるその他の地域」というヤルタでの合意は、イギリスの同意を得ながら、連合国の植民地を信託統治の適用対象に含めようとしたローズヴェルト外交の成果として見

るべきだろう。その合意により、アメリカはフランスがインドシナに復帰したとしても、「自発的に」信託統治のため提供するようパリに圧力をかけることができるようになったのである。⁽⁵⁵⁾

このように考えると、ヤルタでの合意でローズヴェルトがインドシナに対する信託統治を断念したと言うことはできない。むしろその合意には、インドシナを信託統治下に置くための仕掛けが巧妙に仕組まれていたのである。

結論

以上本稿では、マネラ研究を手がかりにウイルソン外交との比較の視点を取り入れつつ、ローズヴェルトによって行われた民族自決理念の普遍化の試みについて考察した。本稿の内容に、マネラ研究に対して付け加えるものがあるとすれば次の三点としよう。

一つは、ローズヴェルトが民族自決理念の普遍化に取り組み始めるのは参戦後のことであり、その背景には対日戦のインパクトがあったと指摘した点である。第一次世界大戦とは異なり、第二次世界大戦では日本が敵国となったことにより、ウイルソンにはほとんど感じられなかった有色人種の支持、協力を得る必要性がローズヴェルトには強く感じられることになる。しかも対日戦を通して、アジアにおける白人支配のもろさが露呈する中、有色人種に対する脅威認識すら抱くようになったローズヴェルトは、戦後の安定を図るといふねらいもあって、民族自決理念の普遍化を目指すようになるのである。

二つ目は、ローズヴェルトの中国大国化構想が反植民地外交の手段という性格を持っていたことを指摘した点である。東アジアの大国として、ウイルソンが日本との関係を重視したのに対して、ローズヴェルトは中国を重視した。その背景に、最大の有色人種国家・中国を「大国クラブ」に加えることで、戦後秩序の「地理的、人種的包括

性」を示すというねらいがあったというのはマネラの言う通りである。ただそれだけでなく、ローズヴェルトは中国がアメリカの支援のもと、インドシナからフランスを追い出し、その地域に信託統治を敷く役割を担うことも期待していた。そうした期待から、蒋介石が連合国軍最高司令官を務める中国戦区の中にインドシナが含まれたというのは本文中で述べた通りである。地政学的に重要な位置にあるインドシナにおけるフランス帝国崩壊のインパクトは、東南アジア全体に及ぶと考えられていた。その点を踏まえると、中国は民族自決理念を実際にヨーロッパ列強の植民地へと及ぼし、その普遍化を図るうえで、重要な国家だったということになる。

三つ目は、一九四五年二月のヤルタ会談に関する分析を行った点である。ヤルタ会談では、中国主権にかかわる密約と信託統治の適用地域に関する合意が交わされた。どちらも、中国を大国化し、民族自決理念の普遍化を図るというローズヴェルトの戦後構想とは矛盾するものとして捉えられがちである。だが、本稿では中国が「四番目の警察官」、すなわちパートナーはパートナーでもジュニア・パートナーであったというマネラの指摘を一つの手がかりに、ヤルタ密約が中国大国化構想の放棄の結果ではなく、むしろそれを維持しようとした結果であったことを明らかにした。またそのことと、ローズヴェルトがインドシナを最後まで蒋介石の管轄下にとどめたことなどを踏まえ、信託統治に関するヤルタでの合意はあくまでもその地域を信託統治のもとに置こうとしたローズヴェルト外交の成果として見るべきものと指摘した。

ヤルタ会談では、四月にサンフランシスコにおいて国連を設立するための連合国会議を開催することが決められていた。二か月にわたって開かれたその会議で国連憲章が採択される。その憲章のもと、中国は安全保障理事会の常任理事国という地位を獲得し、正式に「大国クラブ」入りを果たした。また、憲章には信託統治に関するヤルタでの合意がほぼそのままの形で盛り込まれるとともに、その第一条では「人民の自決の原則 (Principle of self-de-

termination of peoples)」が謳われた。すなわち、「人民の同権及び自決の原則の尊重に基礎を置く諸国間の友好関係を発展させること」が国連の目的だとされたのである。

もつとも、国連憲章に自決の原則を盛り込むよう提案したのはソ連である⁽⁵⁶⁾。すでにサンフランシスコ会議が開かれたころには、トルーマン (Harry S. Truman) 政権のもと、ヨーロッパ列強の植民地に反対するアメリカの姿勢は弱まりつつあった⁽⁵⁷⁾。だが、それでもアメリカはソ連の提案に応じた。その一つの理由は、戦時中にローズヴェルトがアメリカを代表して民族自決理念の普遍化を推し進めていたことであつたであろう。自決の原則が国連憲章に盛り込まれたことについては、ウイルソンの業績とする議論がある⁽⁵⁸⁾。だが、アメリカ大統領の名前を挙げるのであれば、ウイルソンではなくローズヴェルトでなければならぬ。ウイルソンの民族自決理念には適用対象という点で大きな限界があり、その限界を克服しようとしたのがローズヴェルトだつたからである。

もつとも、ヨーロッパ外の地域においては信託統治を想定していたという点でローズヴェルトの民族自決理念にも限界があるのは明らかである。しかも、ローズヴェルトが第二次世界大戦の開始当初から民族自決理念の普遍化に熱心だつたわけではない。ローズヴェルトにその必要性を痛感させたのは一九四一年十二月に始まる対日戦だつた。そのことを踏まえれば、日本の真珠湾攻撃はヨーロッパをアジアから追い出すという点において共通した目標をアメリカとの間に作り出したと言える。第二次世界大戦で日米は互いに戦火を交わしながら、同時にヨーロッパと戦っていたのである。

(一) F. D. Roosevelt, "We Are Going to Win the War and We Are Going to Win the Peace That Follows," Fireside Chat, December 9, 1941, Samuel I. Rosenman, comp., *The Call to Battle Stations, 1941*, Vol. 10 of *The Public Papers and Ad-*

- dresses of Franklin D. Roosevelt* (Russell and Russell, 1950), p. 530.
- (2) Erez Manela, "The Fourth Policeman: Franklin Roosevelt's Vision for China's Global Role," 吳思華・呂芳上・林永樂主編『開羅宣言的意義與影響』(政大出版社, 二〇一四年)。
- (3) ローズヴェルト研究で知られるキンボールはポロックとの共著論文の中で、より踏み込んだ指摘をしている。すなわちローズヴェルトの反植民地主義は一九一八年一月発表の「一四か条で示された自決の理念に基づくもの」であり、その点において「ウッドロー・ウィルソンの影響を強く受けたもの」だった、と言っているのである (Fred E. Pollock and Warren F. Kimball, "In Search of Monsters to Destroy: Roosevelt and Colonialism," in Warren F. Kimball, *The Juggler: Franklin Roosevelt as Maritime Statesman*, Princeton University Press, 1991, p. 128)。
- (4) 最近の研究では、ウィルソンが支持していたのは民族性に基く「ナショナリズム (ethnic nationalism)」というより、共通の目的や経験の中で育まれる市民的ナショナリズム (civic nationalism) であったということが強調される傾向にある。それによれば、ウィルソンがヨーロッパと中東に対するモデルと捉えていた国家はアメリカであり、一四か条の第一〇条と第一二条はオーストリア帝国とオスマン帝国に対して連邦主義の導入を促すものであったとされる。こうした議論を行う代表的な研究としては、Trygve Thrøntveit, *Power without Victory: Woodrow Wilson and the American Internationalist Experiment* (University of Chicago Press, 2017) がある。
- (5) Special Representative (House) to the Secretary of State, October 29, 1918, *Foreign Relations of the United States: 1918, Supplement 1* (GPO, 1933), p. 407 (「ドクト Foreign Relations of the United States ト FRUS ド ド」) ; Arthur S. Link, ed., *The Papers of Woodrow Wilson*, Vol. 51 (Princeton University Press, 1985), p. 511.
- (6) ソ同盟共産党中央委員会付属マルクス・エンゲルス・レーニン研究所編『マルクス・レーニン主義研究所訳『レーニン全集』第二六卷 (大月書店, 一九五八年) 二四九―二五〇頁。
- (7) ウィルソンが一九一七年一月二十二日に議会で行った「いわゆる「勝利なき平和」(Peace without Victory) 演説の中の一節。
- (8) Erez Manela, *Wilsonian Moment: Self-determination and the International Origins of Anticolonial Nationalism* (Oxford University Press, 2007), p. 5.

(9) この点で、ウィルソンが重視していたのが連盟規約の第一条だった。そこには次のように規定されていた。

「戦争又ハ戦争ノ脅威ハ聯盟國ノ何レカニ直接ノ影響アルト否トヲ問ハス總テ聯盟全體ノ利害關係事項タルコトヲ茲ニ聲明ス仍テ聯盟ハ國際ノ平和ヲ擁護スル爲適當且有效ト認ムル措置ヲ執ルヘキモノトス此ノ種ノ事變發生シタルトキハ事務總長ハ何レカノ聯盟國ノ請求ニ基キ直ニ聯盟理事會ノ會議ヲ召集スヘシ」

國際關係ニ影響スル一切ノ事態ニシテ國際ノ平和又ハ其ノ基礎タル各國間ノ良好ナル了解ヲ攪亂セムトスル虞アルモノニ付聯盟總會又ハ聯盟理事會ノ注意ヲ喚起スルハ聯盟各國ノ友誼的權利ナルコトヲ併セテ茲ニ聲明ス」

(10) 一九四一年九月十一日の演説。〈<http://hansard.millbanksystems.com/commons/1941/sep/09/war-situation>〉, accessed September 9, 2019.

(11) 大西洋会談におけるウェールズ國務次官の言葉 (Memorandum by Churchill, August 20, 1941, CAB 66/18, WP (41) 202, National Archives, Kew, London)。

(12) フィリピン独立法はすでに一九三三年一月(ローズヴェルトが大統領に就任する二か月前)に成立していた。同法は、無関税特恵のもとフィリピン農産物のアメリカ本国への輸出が伸びる中、一つの恐慌対策として議会主導で制定されたものだった。フーバー(Herbert C. Hoover)大統領は一〇年という移行期間は短すぎるといった理由から、それに拒否権を行使したものの、議会によって覆られている。ただ、フィリピン議会在一九三三年独立法の貿易条項や基地条項に反発し、その受諾を拒んだために、改めて一九三四年独立法が作られたのである。一九三四年独立法を策定する際、ローズヴェルトは独立後の陸軍基地の放棄を明文化することに応じるとともに、法律の「不完全で不平等な点」については「公正な修正」を行うことを約束した。以上、フィリピン独立法の成立経緯については中野聡『フィリピン独立問題史——独立法問題をめぐる米比関係史の研究(一九二九—一九四六年)』(龍溪書舎、一九九七年)第二章を参照。

(13) Eleanor Roosevelt, *This I Remember* (Harper & Brothers, 1949), Appendix I “A Plan to Preserve World Peace,” pp. 353–366.

(14) Robert Sherwood, *Roosevelt and Hopkins: An Intimate History* (Harper, 1948), pp. 452–453.

(15) F. D. Roosevelt, “We Must Keep on Striking out Enemies Wherever and Whenever We Can Meet Them,” *Fireside Chat*, February 23, 1942, in Rosenman, comp., *Humanity on the Defensive, 1942*, Vol. 11 of *The Public Papers and Ad-*

- dresses of Franklin D. Roosevelt* (Russell and Russell, 1950), p. 115. ローズヴェルトは同様のことを一九四二年一月二日の記者会見で述べた。(Press Conferences of President Franklin D. Roosevelt, Series 1, Franklin D. Roosevelt Papers, Franklin D. Roosevelt Library, Hyde Park, NY)。
- (16) Manela, "The Fourth Policeman," p. 226.
- (17) この点については、クリストファー・ソーン／市川洋一訳『米英にとつての太平洋戦争』上巻(草思社、一九九五年)第七章を参照。
- (18) この点については、小谷賢「イギリス情報部の対日イメージ 一九三七—一九四一—情報分析と現実とのギャップ」『国際政治』第一二九号(二〇〇二年二月)を参照。
- (19) Walter Lippmann, "The Post-Singapore War in the East," February 21, 1942, *The Washington Post*.
- (20) Sherwood, *Roosevelt and Hopkins*, p. 578.
- (21) エドガー・スノー／松岡洋子訳『目やめへの旅』(筑摩書房、一九七三年)二四四頁。一九四五年三月、タウシグからインドシナをフランスの自治領とする案の是非について問われたローズヴェルトは、それに反対する意向を明確に示している(Memorandum of Conversation, March 15, 1945, *FRUS, 1945*, Vol. 1, GPO, 1967, p. 124)。
- (22) *Ibid.* ローズヴェルトの同様の発言を、彼に近く仕えたサックリーの日記(一九四四年六月二八日)の中にも見ることが出来る(Geoffrey C. Ward, ed., *Closest Companion: The Unknown Story and the Intimate Friendship between Franklin Roosevelt and Margaret Suckley*, Simon and Schuster, 2009, p. 314)。
- (23) インドを例外とした理由について、Manelaは次のような考えがローズヴェルトにあったと指摘している。「戦後すぐにすべての植民地支配下にある民族が完全な主権を行使することができないとしても、国際平和を維持しようとするならば、それら諸民族の中で一番大きく、最も発展した民族」に対しては完全な主権を認め、それを国際社会の中に統合していく必要がある(Manela, "The Fourth Policeman," p. 227, p. 231)。
- (24) F. D. Roosevelt, Radio Address on the Seventh Anniversary of the Philippines Commonwealth Government, November 15, 1942, in Rosenman, comp. *The Public Papers and Addresses of Franklin D. Roosevelt, 1942*, p. 474; Memorandum of Conversation, June 1, 1942, *FRUS, 1942*, Vol. 3 (GPO, 1961), p. 581. アメリカのフィリピン経験を植民地問題解決のモデル

- 1945, Box: 168, President's Secretary's File, Roosevelt Papers, Roosevelt Library; William D. Hassett, *Off the Record with F. D. R., 1942-1945*, Greenwood Press, 1980, p. 166)。
- (35) Manela, "The Fourth Policeman," p. 214.
- (36) 代表的な研究としては、五百旗頭『米国の日本占領政策』がある。
- (37) 中国の参加問題はカイロ会談の際に連合参謀本部において検討されたものの、結局正式メンバーとしては中国を加えず、首脳会談が開かれると必ず必要に応じて中国の参加を認めるようになった (CCS426/1 "Report of the Combined Chiefs of Staff to Roosevelt and Churchill," December 6, 1943, *FRUS: Conferences at Cairo and Tehran*, p. 815)。
- (38) Telegram from Harriman to Roosevelt December 15, 1944, *FRUS: The Conferences at Malta and Yalta* (GPO, 1955), pp. 378-379.
- (39) Sumner Welles, *Seven Decisions That Shaped History* (Harper and Brothers, 1951), p. 153; Roosevelt - Churchill - Stalin Luncheon Meeting, November 30, 1943, *FRUS: The Conferences at Cairo and Tehran*, p. 567; Theodore H. White, ed., *The Stilaell Papers* (Schocken, 1972), p. 252; Memorandum by Harriman, July 18, 1945, *FRUS: 1945*, Vol. 7 (GPO, 1969), p. 946.
- (40) Senate Joint Committee on Armed Services and Foreign Relations, *Military Situation in the Far East: Hearings*, 81st Cong., 1st sess., 1951 (GPO, 1951), p. 3332.
- (41) Averell Harriman and Elie Abel *Special Envoy to Churchill and Stalin, 1941-1946* (Random House, 1975), p. 370; 五百旗頭『米国の日本占領政策』下巻「七四頁」。
- (42) Odd Arne Westad, *Cold War and Revolution: Soviet - American Rivalry and the Origins of the Chinese Civil War* (Columbia University Press, 1993), p. 20.
- (43) 『シムエルの手紙』 Robert Dallek, *Franklin D. Roosevelt and American Foreign Policy, 1932-1945* (Oxford University Press, 1995), chap. 16 & Michael Schaller, *The U. S. Crusade in China, 1938-1945* (Columbia University Press, 1979), chap. 10 を参照。
- (44) Memorandum of Conference, May 29, 1942, *FRUS: 1942*, Vol. 3, p. 568.

- (45) 川名晋史『基地の政治学——戦後米国の海外基地拡大政策の起源』（白桃書房、二〇一二年）第二章、Elliott V. Converse III, *Circling the Earth: United States Plans for a Postwar Overseas Military Base System, 1942-1948* (Air University Press, 2005), chap. 1. の基地構想との関係から、ローズヴェルトの考える信託統治制度の多くは、委任統治地域において禁止されていた「築城又は陸海軍根據地ノ建設」（連盟規約第三二二条）が許されることになってきた。
- (46) Sumner Welles, "The Victory of Peace: Formulate a United Nations Peace Plan Now," University of Toronto, February 26, 1943, *Vital Speeches of the Day*, Vol. 9, 1943, p. 339.
- (47) *Ibid.*
- (48) 代表的な研究としては、LaFaber, "Roosevelt, Churchill, and Indochina: 1942-45" が有名。
- (49) From Churchill to Roosevelt, March 17, 1945, Folder: Churchill to FDR, February - April 1945, Box: 7, Map Room Papers, Roosevelt Papers, Roosevelt Library; From Roosevelt to Churchill, March 22, 1945, Folder: FDR to Churchill, February - April 1945, *ibid.*
- (50) Roosevelt - Stalin Meeting, February 8, 1945, *FRUS: The Conferences at Malta and Yalta*, p. 770, Press Conference, February 23, 1945, Press Conferences of President Roosevelt, Series 1, Roosevelt Papers, Roosevelt Library.
- ヤルタ会談後もローズヴェルトがインドシナへのフランシス復帰に反対し続けたため、イギリスの不安は続いた。一九四五年三月（ヤルタ会談の翌月）、イギリス外務省は次のような説明文書をチャーチルに送っている。
- 「日本敗北後の極東に最も欠如しそうに思われるものは安定である。そして法と秩序を守ることでできる極東の安定勢力を支援することは、われわれのためでもある。インドシナに関するかぎり、安定勢力としてフランスにかわる満足すべきものがあるとは思われない。アメリカ政府はそれに対して徹底的に反対しており、われわれとしてはローズヴェルト大統領の態度がまったく理解できない。」（ソーン『米英にとつての太平洋戦争』下巻、三四五頁）
- (51) Stein Tønnesson, *The Vietnamese Revolution of 1945: Roosevelt, Ho Chi Minh and de Gaulle in a World at War* (Sage, 1991), pp. 210-215, pp. 256-265; Tønnesson, "Franklin Roosevelt, Trusteeship, and Indochina: A Reassessment," in Mark Atwood Lawrence and Fredrik Logevall, eds., *The First Vietnam War: Colonial Conflict and Cold War Crisis* (Harvard University Press, 2007).

- (52) John Morton Blum, ed., *The Price of Vision: The Diary of Henry A. Wallace, 1942-1946* (Houghton Mifflin Company, 1973), pp. 307-308.
- (53) ただし、フランスの植民地時代と同様、タエン朝（阮朝）は存続した。
- (54) Memorandum of Conversation, March 15, 1945, *FRUS, 1945*, Vol. 1, p. 124.
- (55) もちろん、戦争が終われば同じような圧力がロンドンにもかけられる可能性があった。そのことにイギリスが気づいていなかったわけではないようである。ソーンの研究によれば、イギリス政府内にはまさにその可能性をおそれ、「自由意思にもとづいて信託統治制度のもとにおくというヤルタ協定の条項」は拒否するべきだという声があった（ソーン『米英にとつての太平洋戦争』下巻、三二二頁）。
- (56) Ruth B. Russell, *A History of the United Nations Charter: The Role of the United States, 1940-1945* (The Brookings Institution, 1958), pp. 810-813.
- (57) サンフランシスコ会議で国連憲章が採択された翌月、トルーマン政権はポツダム会談においてインドシナ管轄権を修正する合意をイギリスと結んだ。すなわち、インドシナを北緯一六度線で南北二つに分け、南側をイギリス人貴族で、東南アジア連合軍の最高司令官を務めていたマウントバットン（Louis Mountbatten）の管轄下に置くことにしたのである（Report of the Combined Chiefs of Staff to Truman and Churchill, July 24, 1945, *FRUS: The Conference of Berlin*, Vol. 2, GPO, 1960, p. 1465）。八月、日本がポツダム宣言を受け入れると、フランスがイギリス支援のもとインドシナ南部へと入っていき、翌年には中国内の利権の放棄と引き換えに、中国からインドシナ北部に対する管轄権も手に入れた。
- (58) 社会学者で政治家でもあるダニエル・モイニハン（Daniel P. Moynihan）は、「ウイルソンの存在なくして、自決の『原則』は国連憲章に認められることはなかったであろう」と指摘している（ダニエル・モイニハン／吉川元訳『パンダモニアム―国際政治のなかのエスニシテイ』三嶺書房、一九九六年、九五頁）。